

⚠️ 重要なお知らせ ⚠️

平素より当機関をご利用いただき、誠にありがとうございます。法改正に関連する手続きについて下記のとおりご案内いたします。

壁量基準等の経過措置(旧基準)の適用は

令和8年3月31日までに着工するものが対象です

01 背景

2階建て木造一戸建て住宅等に係る壁量基準等は、経過措置として、令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間は、「改正前の壁量基準等(旧基準)」の利用が認められています。しかし、令和8年4月1日以降に工事に着手するものについては、「改正後の壁量基準等(新基準)」に基づく申請が必要となります。

02 制度ごとの適用基準日

制度により適用される日が異なりますのでご注意ください。

- 確認申請 : 着工日※
 - 住宅性能評価 : 機関への申請日
 - 長期優良(長期使用構造等の確認) : 機関への申請日
 - 長期優良(所管行政庁への認定申請) : 所管行政庁への認定申請日
- 「申請日」は制度の取扱いであり、「着工日」が令和8年4月1日以降となる建築物は、新基準への適合が必要です。

※ 着工：一般的には「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」または「根切り工事」に係る工事が開始された時点

03 新基準の解説(無料オンデマンド講座)

配信期間、最新情報は事前にご確認ください。

- 解説動画 : 国土交通省オンライン講座 : <https://www.shoenehou-online.mlit.go.jp/>
- 申請マニュアル : 国土交通省資料ライブラリー : <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>
- 軸組工法 : 日本住宅・木材技術センターHP : <https://www.howtec.or.jp/publics/index/442/>
- 枠組壁工法 : 日本ツーバイフォー建築協会HP : <https://www.2x4assoc.or.jp/technology/technical/>

04 よくあるご質問

Q. 旧基準で建築確認の交付を受けた後、着工が令和8年4月1日以降となる場合の手続きは？

A. 原則、**着工前までに「軽微変更」**による手続きが必要です。

※ 経過措置の適用の有無の変更による場合は、計画変更と同額の手数料となります。

※※ ただし、変更内容が建築基準法施行規則第3条の2第10号に該当する場合

Q. 性能評価で旧基準により交付済みの場合、変更設計で新基準へ切り替えることはできますか？

A. できません。新基準にする場合は新規申請が必要です。

新基準へ切り替える軽微変更は**再審査**に時間を要しますので、**検査直前の申請は検査の延期となります。**あらかじめ余裕をもってご申請ください。ご不明な点がございましたら、各審査担当までお問合せください。